

ID: 830

担当部署: 都市建設部 建設総務課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<b>【根拠条文】</b> (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1553

担当部署: 都市建設部 建設総務課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<b>【根拠条文】</b> (清算金の徴収及び交付) 第110条 3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1921

担当部署: 都市建設部 建設総務課

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第39条		
法令番号	平成30年法律第49号		
<b>【根拠条文】</b> (災害等防止措置命令) 第39条 市町村長は、前条第1項の勧告に係る確知所有者が正当な理由がなく、当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該確知所有者に対し、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該確知所有者が当該災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しない者である場合は、この限りでない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1923

担当部署: 都市建設部 建設総務課

処分の概要	推進法人に対する措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第2項		
法令番号	平成30年法律第49号		
<b>【根拠条文】</b> (監督等) 第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1924

担当部署: 都市建設部 建設総務課

処分の概要	推進法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第3項		
法令番号	平成30年法律第49号		
<b>【根拠条文】</b> (監督等) 第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5112

担当部署: 都市建設部 建設総務課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<b>【根拠条文】</b> (改善命令) 第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日

ID: 5113

担当部署: 都市建設部 建設総務課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成5年法律第52号		
<b>【根拠条文】</b> (計画の認定の取消し) 第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第4条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日